

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
(商号) 三井住友信託銀行株式会社

上記被審人に対する平成23年度(判)第32号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金5万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年8月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年6月27日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「中央三井アセット」という。）は、平成24年4月1日に被審人との合併により消滅したもので、投資運用業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受け、ケイマン諸島法に基づき設立された信託会社であるA社との間で、A社が保有、管理するBファンドの信託財産（以下「本件信託財産」という。）の運用を中央三井アセットに一任する内容を含む投資一任契約（以下「本件投資一任契約」という。）を締結していたものであるが、中央三井アセットのファンドマネージャーとして本件投資一任契約に基づく本件信託財産の運用に係る業務を担当していたCにおいて、平成22年6月30日、D証券株式会社の営業員Eから、同社のFが同社と国際石油開発帝石株式会社（その発行する株式は東京証券取引所市場第一部に上場されている。以下「国際石油開発帝石」という。）との間の引受契約の締結の交渉に関して知り、その後上記営業員Eがその職務に関して知った、同社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が同年7月8日に公表される前の同月1日から同月7日までの間、本件投資一任契約に基づく本件信託財産の運用として、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、G証券株式会社及びH証券株式会社を介し、国際石油開発帝石の株式合計210株を売付価額合計1億0124万1498円で売り付け、もって、被審人は、法42条1項に規定する権利者であるA社の計算において、上記のとおり売り付けたとみなされるものである。

2 法令の適用

法176条4項、175条1項3号、166条3項、1項5号、4号、2項1号イ、42条1項1号、2条8項12号ロ、金融商品取引法第六章の二の規定に

よる課徴金に関する内閣府令（以下「課徴金府令」という。）1条の21第1項1号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

法175条1項3号及び課徴金府令1条の21第1項1号の規定により、被審人の違反行為に係る課徴金の額は、アに掲げる額にイに掲げる額を乗じた額をウに掲げる額で除して得た額である5万2485円につき、法176条2項の規定により、1万円未満を切り捨てた5万円となる。

ア 運用財産の運用として算定対象取引が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき運用報酬の価額の総額（課徴金府令1条の21第1項1号イ）

349万8149円

イ 算定対象取引が行われた日から算定対象取引が行われた月の末日（以下「基準日」という。）までの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額（課徴金府令1条の21第1項1号ロ）

7455万0000円

ウ 基準日における当該運用財産の総額（課徴金府令1条の21第1項1号ハ）

49億6873万2711円